

10年保存

秘

有 無制限

平成 23 年 3 月 11 日から
平成 33 年 3 月 10 日まで

基発 0311 第 3 号
平成 23 年 3 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新たな監督指導手法の実施について

経済社会の構造変化が進展し、企業間競争の激化や近時の経済情勢を反映して企業を取り巻く経営環境は悪化し、これまで以上に事業場における労働条件の適正化が重要な課題となっている中で、労働基準監督機関としては、監督指導を中核とする各種行政手法を駆使して法定労働条件の履行確保を図っているところである。

しかしながら、現下の課題に、より適切に対応するためには、現在の監督水準を質量ともに向上させることが必要であることから、下記の新たな監督指導手法について、平成 22 年度において試行的に実施した結果も踏まえ、平成 23 年度から全国において実施することとしたので、その的確な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 労働条件集合監督

丁寧な指導を行うことができるよう、監督能率を高めた手法による監督指導を必要な範囲で計画的に行う。

具体的には、

集合監督方式による監督指導を実施する。

2 企業単位監督

広域的に事業活動を展開する企業の問題点を企業全体として解消させるため効果的な監督指導を行う。

具体的には、

